

個人番号(マイナンバー)の預貯金口座付番に係る利用目的の変更(追加)について

会津商工信用組合(以下「信用組合」といいます。)は、個人情報保護法第15条第2条および第18条第3項を踏まえ、「個人番号」および「個人番号をその内容に含む個人情報」の利用目的を以下の通り変更(追加)することをご連絡いたします。なお、変更日は、預貯金口座付番が開始される平成30年1月1日といたしますので、申し添えます。

※変更(追加)点は下線部をご覧ください。

【個人番号の利用目的】

- 顧客等(当組合の個人の顧客並びに組合員をいう。以下同じ)に係る事務
 - ①出資配当金の支払いに関する法定調書作成・提供事務
 - ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務並びに法定調書作成・提供事務
 - ③金地金取引に関する法定調書作成・提供事務
 - ④国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
 - ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
 - ⑥教育等資金非課税制度等に関する法定調書作成・提供事務
 - ⑦預金保険法に基づく名寄せ・税務調査(犯則調査および滞納処分のための調査を含む。)・社会保障における資力調査等に関する事務
 - ⑧預貯金口座付番(預貯金口座とマイナンバーを紐付けする)に関する事務